



栃木市マスコットキャラクター
とち介

農業委員会だより とちぎ

2024.1.1
第 20 号

発行：栃木市農業委員会
編集：農業委員会だより編集委員会
電話：0282-21-2393



大平地域



栃木東地域



都賀地域



藤岡地域

目標地図素案作成会議の様子

目次

会長新年あいさつ	P2
意見書提出	P2
運営委員会・専門委員会の紹介	P3
地域の田畑を今後どうするか考える座談会	P4
農業委員・農地利用最適化推進委員紹介	P4
ふる里会について	P5
なでしこ委員会活動報告	P5
事務局からのお知らせ	P6
頑張ってます！ Agrist	P7.8
農業体験学習を実施	P7
編集後記	P8

目標地図素案を作成しています

令和5年4月「農業経営基盤強化促進法」が一部改正され、「人・農地プラン」が「地域計画」と名称を変え、令和6年度中に「地域計画」を策定することが義務づけられました。

「地域計画」の一部である、10年後に目指す地域の農地利用を示す「目標地図」を作成する必要があります。その素案を農業委員会が作成することになっています。

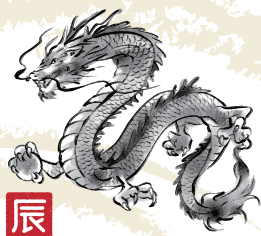
市内7地区で農業委員、農地利用最適化推進委員等が中心となり、担い手の意向調査結果を踏まえ、過疎化や担い手不足をどう解消していくか、地域農業の将来の在り方を考えながら、各地域の実情に合わせた目標地図の素案を作成しています。

「地域計画」についての詳細は4ページをご覧ください。
《川田久子委員》

会長新年あいさつ



栃木市農業委員会
会長 若色 昭松



辰

新年明けましておめでとうございませう。令和6年の輝かしい新年をお迎えの事とお慶び申し上げます。昨年中は農業委員会活動に対しましてご理解ご協力をいただきましたこと、深く感謝申し上げます。

令和5年は農業に関して影響の大きな二つの法律の改正がありました。一つは農地法における下限面積要件の撤廃です。これは意欲をもって農業に新規参入したい人の、経営規模の大小は問わないという趣旨です。市内外を問わず意欲を持った新規就農希望者は引き続き応援していきたいと考えています。

二つ目は農業経営基盤強化促進法の改正です。令和2年度に実質化された「人・農地プラン」を基に令和6年度中に市町村は「地域計画」を新たに策定するという改正です。地域計画の一部には十年後の耕作者が誰なのかを示す「目標地図」を作成することとなっています。地図を通して将来の地域の農業の姿を共有しつつ、地図に位置づけられた耕作者には重点的に助成するというものですが、その素案は農業委

員会が作る事となっておりまして。令和5年の夏から栃木市を7地区に分けて本格的に作業に取り掛かっているところですが、土地改良を終えた地区と未整備・山間地域では進み具合に若干差が出ております。

担い手の高齢化、後継者不足、耕作放棄地の増加などが深刻化する中で、十年後の「農業の将来像」が目標地図です。また担い手以外の中・小の経営体含めて地域の農業を支えていこうという未来予想図でもあります。

今後は目標地図を含めた地域計画策定のため市内各地区で座談会を実施していく予定です。地域計画が完成したことで、直ちに成果が得られるものではないと思いますが、この計画があることで少しでも地域の安心につながる将来像となるよう努力していきたいと思っておりますので、ぜひご協力をお願い致します。

最後になりますが、皆様にとりまして本年が穏やかに素晴らしい年となりますよう、心よりご祈念申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。

農地等利用最適化推進施策に関する意見書を提出しました

7月28日（金）、農業委員会から市長並びに市議会議長に対し、令和6年度栃木市農地等利用最適化推進施策に関する意見書を提出しました。その概要は次のとおりです。

令和6年度意見書

(1) 農地の利用集積について

・農地中間管理機構を通じた貸借を推進するため、制度の簡素化と地域情報共有を要望します。
・大平町伯仲地区や皆川西部地区（小野口地区以外）がほ場整備事業を実施できるよう市の指導と支援を要望します。

(2) 遊休農地対策について

・水田活用の直接支払交付金制度の見直しは実情や課題を十分把握したうえで、十分な説明のもと進め、市独自の助成や対策を要望します。
・特に中小経営体を取り巻く状況が厳しいため、農業を継続できるように国や県に働きかけを要望します。
・中山間地が増えている獣害への対策を引き続き要望します。

(3) 新規参入の促進について

・新規就農者が軌道に乗るまでの間、講習会の実施や、専門アドバイザー

制度を導入してサポートを要望します。

・小中学生などの若い人たちに農業に興味を持ってもらうため、農業体験や意見交換会開催を要望します。

(4) 担い手対策について

・若い人たちにとって魅力ある農業経営ができる農業法人が増加する体制の推進を要望します。

(5) 収入保険制度について

・安定的に所得を得る手段として、収入保険制度への助成措置を要望します。



運営委員会・専門委員会の紹介

運営委員会

委員長 平本 勲

運営委員会は私と正田秀雄副委員長を代表として、農業委員のうち6名の委員で活動しております。本委員会は農業委員会の重要案件や各事業方針について協議するとともに農業委員会の円滑適正な運営を期するために設置されており、又、農業委員会総会や全体会議で審議する内容について事前協議する委員会です。



農地委員会

委員長 狐塚 正直

農地委員会は農地利用の最適化を推進するための専門委員会です。主な業務は耕作放棄地解消に向けた対策に関する事、農地の再生利用状況・調査に関する事、農地パトロールに関する事、農地の利用状況に関する事、納税猶予特例農地に関する事、農地利用最適化推進委員と連携した活動に関する事です。現在、私と石塚一彦副委員長を代表として8人の農業委員で活動しています。



農業委員会だより編集委員会

委員長 長 明美

農業委員会だより編集委員会では、私と大谷朗副委員長を中心に7人の農業委員が市内の農業に関わる取材に励んでおります。7人の委員が意見を出し合い、農業委員会の活動、市内でがんばる農業者、地域や組織での特徴ある取り組み等、農業の面から栃木市が元気になるような情報、栃木市の素晴らしい点を皆様にお知らせするため農業委員会だよりを発行しています。

全国の農業委員会だより等も研究し、より良いものを発行できるように日々、情報収集に努めております。



なでしこ委員会

委員長 小林 真理子

女性の視点を生かした、栃木市の農業振興に関する活動をしています。主な活動は食育活動、家族経営協定の推進、女性農業者への支援などです。

食育活動では、いちご狩りやJA見学等の農業体験を通じて、農業の素晴らしさと食の大切さをPRし、地域の農業に興味を持つ子ども達が増えるよう活動しています。

なでしこ委員6名が様々な意見を交換しながら、活動の種類、活動の場を広げていきたいと思っております。



「地域の田畑を今後どうするか考える座談会」にご参加ください

農地は、皆さんがお住まいになっている地域の重要な一部です。そして、命の源である「食」を生産する場であり、ほっとさせてくれる緑豊かな景色であり、洪水を防止する防災施設でもあります。

そんな貴重な農地を、10年後に向けてどのように維持していくかを明確にするため、令和3年3月、市内38集落で「人・農地プラン」が作られ、その実現に向けた取り組みが進められてきました。

そして、令和5年4月1日、人・農地プランは「地域計画」として法律に明記され、令和7年3月までに、誰が、どの農地を守っていくのかを、地域の話し合いによって定めることとされました。

この「地域計画」には、10年後の耕作状況を予想しながら、主に次の①から⑤について記載する必要があります。

簡単に言うと、①は地域の現状と課題、②は課題克服のための目標、③は目標達成のために実行すること、④は実行する主なメンバー、⑤はそのメンバーが担当する区域を示した地図です。⑤の案については農業委員会で作ることにしています。

今後、地域計画についての座談会を、地域ごとに下記のとおり、順次開催します。農家の方をはじめ、非農家の方につきましても、ご参加・ご協力をよろしくお願いいたします。

- ① **地域における農業の将来の在り方**
 - 「地域計画」の区域の状況
 - 地域農業の現状と課題
 - 地域における農業の将来の在り方
- ② **農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標**
 - 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針
 - 担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標
 - 農用地の集団化（集約化）に関する目標
- ③ **農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためにとるべき必要な措置**
 - 農用地の集積、集団化の取組
 - 農地中間管理機構の活用方法
 - 基盤整備事業への取組
 - 多様な経営体の確保・育成の取組
 - 農業協同親合の農業支援サービス事業者への農作業委託の取組
- ④ **地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）**
- ⑤ **目標地図**

地域の田畑を今後どうするか考える座談会		
地域・地区	日時	場所
栃木西地域	令和6年2月1日（木） 午後6時00分～	吹上公民館
大宮・栃木地区	令和6年1月29日（月） 午後6時00分～	大宮公民館
国府地区	令和6年1月22日（月） 午後6時00分～	国府公民館
大平地域	令和6年1月25日（木） 午後6時00分～	大平公民館
藤岡地域	令和6年2月5日（月） 午後6時00分～	藤岡公民館
都賀地域	令和6年2月6日（火） 午後6時00分～	都賀公民館
西方地域	令和6年2月8日（木） 午後6時00分～	西方公民館
岩舟地域	令和6年1月30日（火） 午後6時00分～	岩舟公民館

農業委員・農地利用最適化推進委員紹介

新しく任命された委員を紹介します。任期は、令和7年7月19日までです。

農地利用最適化推進委員

地域	氏名	電話番号
栃木5 （大皆川町、岩出町、 泉川町、新井町、皆川 城内町【松原、新町】）	巻島 陽一	20-3120

農業委員

地域	氏名	電話番号
栃木（大宮地区）	田中 健一	27-9052
大平（東地区）	生澤 良一	43-5043
都賀（赤津地区）	渡邊 昭男	27-3228



「ふる里の味」をお届けしています

ふる里会

会長 青木 広子さん



栃木市内にあるJA直売所をのぞいてみると、地元で生産した素材を使った四季折々の手作りまんじゅうや大福などの商品が客の目を楽ませてください。

地元のファンはもとより、休日になると県外のゴルフ帰りのリピーターがたくさんのお買い求めになります。

地産地消で栃木市のおいしさを発信している団体のひとつ「ふる里会」の会長にお話を伺いました。

ふる里会はJAしもつけ都賀地区女性会クラブ内の加工部として8名で活動しています。



右から3人目が青木会長

加工品はJAの農産物直売所で都賀町にある「生出宿里の駅」、大宮町にある「よっとこれ」の市内2店舗に出店しています。

炭酸まんじゅう、米粉まんじゅう、赤飯は毎日作っています。週末と祭日には季節ごとにあんこの味を変えた大福も加え、1年を通して色々工夫を凝らしています。

中でも春は種類が豊富で、特に都賀町産のいちごを使用したいちご大福、杵つきの草餅、柏餅が飛ぶように売れます。桜の花を塩漬した桜大福も春の人気商品のひとつです。

地元の小豆を使用した「手作りあん」はお正月、お盆、お彼岸といった節目の時期に欠かせない人気の品です。

また、自治会のお祭りや敬老会では赤飯やまんじゅう等も多くの注文をいただきます。

そんな多くの人気商品を手掛ける女性会の会員も近年、高齢化で減少傾向にあります。ふる里の味を守り、活動を続けるためにも、女性会に興味のある方を募集しております。

●問合せ先：都賀地区営農経済センター 電話 0282-27-1881

《取材：泉田裕美委員》



大福



赤飯



まんじゅう

なでしこ委員会活動報告

令和5年9月27日に宇都宮市護国会館にて「とちぎ女性農業委員の会」研修会が開催されました。県内の女性農業委員を中心に約120名が出席しました。

まず、東京農業大学准教授五條先生より「家族経営協定を生かす農業の持続的発展」というテーマで講演をしていただきました。次に栃木県農業会議の研修として、農地制度や農地利用の最適化の推進、農家の担い手の育成、青色申告と家族経営協定の推進など農業委員としての業務や役割について学びました。

栃木市農業委員会は、なでしこ委員の活動の一部である「家族経営協定推進活動について」の事例発表を行いました。寸劇を用いた研修会の様子などの活動事例を、写真を提示しながら発表しました。現在は全農業委員の協定締結を目標に活動しています。家族経営協定の普及を通じて、農業経営における男女共同参画の推進や、女性が生き生きと農業に取り組めるような環境づくりにつなげていければと考えています。

《川嶋房代委員》



相続等で農地を取得した場合には、届出が必要です

農地法では、農地を相続した時などの届出が義務付けられています。農業委員会が農地の権利移動を把握して、農地の有効利用を図るためのものですので、相続等で権利を取得した場合には、農地のある市町村に届出をお願いいたします。

なお、届出には農地の権利を取得したことがわかる書類が必要となりますので、法務局にて所有権移転登記を済ませた後、登記完了証等を持参の上、農業委員会事務局に届出書の提出をお願いいたします。（農地の相続等を受けた日からおおむね10ヶ月以内に届出願います。）

この届出は、会社などにお勤めの方が農地を相続した場合など、実際には農業に従事していない方の場合でも必要になります。

～農地を取得後、次のような場合には農業委員会にご相談ください～

Q 農業を続ける予定ですが、相続税の軽減などは、受けられますか。

A 農地を相続した本人が農業を営む場合や、農業経営基盤強化法による貸付けを行う場合などには、相続税額の一部が猶予される場合があります。

Q 会社に勤めているので、自分で農作業を行うことは難しいのですか。

A 栃木市農業公社が農地の利用調整のお手伝いを行っていますので、ご相談ください。例えば、依頼により規模拡大を希望する農家の方への農地の貸し付けなどを実施しています。

Q 農地の売り買いや貸し借り、転用を考えているのですが。

A 自分の所有する農地であっても、農地の売買・貸借・転用には許可や届出の手続きが必要になりますので、必ず事前に農業委員会にご相談ください。必要な許可や届出をしないまま、売買・貸借・転用をしてしまいますと、農地法違反となり、罰則が適用されることがありますので、ご注意ください。

知って得する農業者年金

農業者年金で生活の安定を考えませんか？

経営者だけでなく、夫婦や親子そろっての加入をおすすめします。

6つのポイント

① 農業者の方なら広く加入できる。

※次の要件を満たす方ならどなたでも加入できます。

● 国民年金第1号被保険者（国民年金保険料納付免除者を除く）

● 年間60日以上農業に従事

● 20歳以上65歳未満の方（60歳以上は、国民年金の任意加入被保険者）

② 積立方式・確定拠出型で、少子高齢時代に強い。

③ 保険料は月額2万円から（35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は1万円）6万7千円の範囲内で、千円単位で自由に選べる。

④ 終身年金。80歳前に亡くなられた場合は、死亡一時金がある。

⑤ 税制面の優遇措置がある。

⑥ 一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助がある。

くわしい内容については、栃木市農業委員会事務局（☎21-2393）までお問い合わせください。

農業用軽油引取免税証 申請日程のお知らせ

令和6年2月5日～20日

月	火	水	木	金
5	6	7	8	9
栃木	栃木	共同・受委託	共同・受委託	都賀・西方
12	13	14	15	16
	都賀・西方	藤岡	藤岡	大平
19	20	21	22	23
午前：大平 午後：静和地区	午前：岩舟地区 午後：小野寺地区			

受付時間…【午前】9時～11時30分
【午後】1時～3時30分

申請会場…下都賀庁舎

第2福利厚生棟会議室
（栃木市神田町6-6）

問合せ…栃木県税務事務所

軽油引取税調査担当

☎23-6882

アグリリスト
頑張ってます! Agrist (農・業・人)

安心、安全、おいしいパン給食は
栃木県産小麦から!!

いちご、なす、水稻の複合経営から、麦、大豆に全面転換し、需要に応じた安定的な経営の実現が高く評価され、「令和4年度 栃木県農業大賞 芽吹き力賞 栃木県知事賞」を受賞された青木さんご夫婦。パン用小麦「ゆめかおり」は栃木県内の小・中学校の給食に使用されています。

経営状況を教えてください。

小麦「ゆめかおり」36ha、大豆「里のほほえみ」34ha、米40aを生産しています。普段は私と妻、父、臨時雇用3人で作業しています。繁忙期には中学生の息子と小学生の娘も貴重な戦力になってくれます。息子は将来「農業をやりたい!」と興味を持ち始めているので頼もしく思っているところです。

農業をやったの喜び、課題を教えてください。

従事する者がケガ、病気無く、作物も同様で何の災害も無く満足のいく収穫量でシーズンを終えることが大きな喜びです。

課題は大型機械の導入と現有する15台以上の機械のメンテナンスです。効率化には不可欠と思われる機械があれば、妻と相談しながら新規導入を判断します。ネットで安価な部品を探して自分で直せるところは自分で直したり、委託すべきところはお願ひしたりしながら、右腕となる農業用機械を大切にしています。

また、普段から畦畔管理の徹底を心がけることで、農地の集積集約、さらには持続可能な農業につながると思います。

都賀町家中

青木 ^{てつ}徹さん・^{かおる}薫さん(妻)



これからの目標を教えてください。

将来的には乾燥調製施設の設置も考えています。作物では大豆を増やす計画で、徐々に規模拡大し、法人化も見据えています。

子どもたちが口にする給食のパンは栃木県産小麦の「ゆめかおり」が最善だと言われています。県内の子どもたちの胃袋を支えているということをお励みに、良質な農作物を作り続けたいと思います。

《取材：泉田裕美委員》



苗植え



さつまいも収穫

西山田自然環境保全会は、大平町西山田の遊休農地の畑を活用し、農業への関心をもってもらおうと、大平西小学校の児童を対象に農作業体験活動を企画しました。6月上旬に児童がさつまいも、さといも、ネギ等の苗植え体験を行いました。その後、保全会メンバーが、草取りや水やりなどの作業を行ってきました。そして10月30日さつまいもの収穫体験を、5年生を除く約350名が参加して行いました。

児童達は、保全会メンバーに指導を受けながら、楽しそうに、収穫しました。掘り出した大きく育ったさつまいもを見て、歓声を上げていました。収穫したさつまいもは、小学校に戻り、皆で分けて持ちかえりました。

保全会事務局長の安藤俊吾さんは、「今回の活動を今後も継続していきたい。ひとりでも多くの児童が農業に関心を持ってもらえたらうれしい。」と話していました。

農業体験学習を実施

アグリリスト 頑張ってます! Agrist (農・業・人)

人にも環境にもやさしい 米づくりとは

藤岡町 池田農園
池田昇さん・洋子さん(妻)
池田奨平さん(長男)・温子さん(長男の妻)

米と野菜の生産・販売を手がける池田農園のホームページは万葉集にも詠まれた三嵯山の歌から始まります。そんな歴史ある渡良瀬川流域の藤岡町で農業を営む同農園の代表取締役の池田昇さんにお米にかける情熱と、こだわりの農法についてお話を伺いました。

農業経営の内容と状況は?

地元にある自然の宝庫である「渡良瀬遊水地と共生する農業」を信条として、15haを経営しています。内訳は主食米8.5ha、有機JAS認定米5ha、飼料米1.5haで、銘柄米7種類を生産しています。有機JAS認定米とは環境に負荷をかけない、指定された農薬や化学肥料を使う等の国が定めた基準をクリアして生産されたお米であり、私は2019年に認定を受けました。



野菜づくりを担当する息子奨平さん(左)と昇さん(右)



マルシェに出店した際の洋子さん(左)と昇さん(右)

工夫している点は?

以前は農家の多くが実施する慣行栽培で生産してきました。しかし、昨今の異常気象等により、品質を安定させることが難しくなってきたため、約10年ほど前から無農薬・無化学肥料栽培の研究を始め、販売戦略を有機栽培米に特化した経営にシフトしました。

また、東京で開催されるマルシェに出店して消費者の様々な声を聞き、その思いをできるだけ生産・経営に反映させながら、さらなる顧客の獲得をめざしています。

今後の目標、課題は何ですか?

今後の課題は、消費者それぞれのこだわりへの対応です。有機栽培と一言で言っても日本とヨーロッパでも基準の違いがあり、お客様の数だけ有機栽培の定義があると感じます。ただ、体に良い、おいしいお米を食べたいという点は共通の思いです。米づくりは奥が深く、農業をはじめて40年以上経った今でも暗中模索を続けている心境です。池田農園の農産物を食べることが渡良瀬遊水地の自然保護に繋がる流れを作っていくながら、1人でも多くの方に安心で、おいしいお米を届けられるよう、日々奮闘中です。

《取材：佐山耕基委員》

編集後記

新年あけましておめでとうございます。

新型コロナウイルスもまだ収束しておりませんが、少しずつ普段の生活に戻りつつありますでしょうか。

今年には地域計画という新しい農業の将来の姿について話し合いをしていくこととなります。皆様のご協力をお願いします。

今回は新たに任命された農業委員、最適化推進委員を紹介しております。これから地域農業発展のため活動してまいります。

農業委員会だよりをより充実するよう努めてまいりますので、皆様のご意見、ご感想、その他農業に関するご要望をお待ちしております。ご協力をお願い致します。

〈編集副委員長 大谷 朗〉

農業委員会だより編集委員会

委員長 長 明美
副委員長 大谷 朗
委員 小林 真理子
委員 泉田 裕美
委員 川嶋 房代
委員 川田 久子
委員 佐山 耕基

バックナンバーは
ホームページでもご覧いただけます。

<https://www.city.tochigi.lg.jp/soshiki/60/59568.html>

